



令和8年度

あおもりの 農村整備



農業・農村の持続的な発展を支える 農業農村整備

青森県の県政運営の基本方針である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」がスタートしてから3年目となり折り返し地点を迎えます。本方針の中で、本県の目指す姿の一つとして、「農林水産業が持続的に発展する社会」を掲げており、その実現に向けて策定した「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」では、所得増にこだわった施策を積極的に展開していくこととしています。

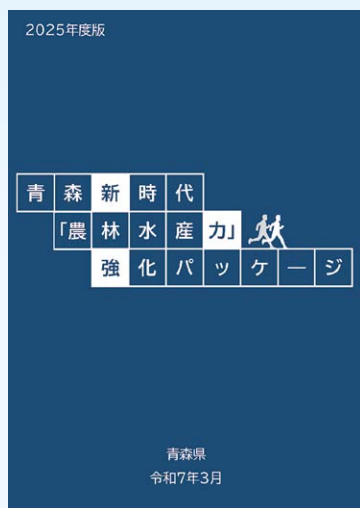
農業農村整備分野では、この強化パッケージを着実に推進するため、「青森県農業農村整備中期推進方針～青森新時代「水土里づくり」強化プラン～（2024年度～2028年度）」を定め、「生産力強化」「防災力強化」「地域力強化」の3つの柱の下に施策を展開していきます。

青森県



青森県基本計画
『青森新時代』への
架け橋

農林水産部



青森新時代
『農林水産力』
強化パッケージ

農村整備課



青森新時代
『水土里づくり』
強化プラン

県内各地で、地元団体と協力しながら農業農村整備事業の啓発や人財育成に取り組んでいます。



田植え体験（三沢市）



稚魚放流会（五戸町）



そばの収穫体験（黒石市）

CONTENTS

1. 青森県の概要	
(1) 位置・面積	2
(2) 地勢	2
(3) 気象	2
2. 青森県の農業・農村の概要	
(1) 農業の状況	4
(2) 農家の状況	5
(3) 農地の状況	5
(4) 農地の整備状況	6
(5) 農村環境の整備状況	7
(6) 県の予算	8
3. 農林水産業が持続的に発展する 社会の実現に向けて	
(1) 青森新時代「農林水産力」強化パッケージ 策定の状況	11
(2) 農業農村整備で取り組むプロジェクト	12
4. 青森県農業農村整備の展開方向	
(1) 趣旨	15
(2) 基本方針	15
(3) 施策体系	15
1 生産力強化	16
2 防災力強化	21
3 地域力強化	25
5. TOPICS	
(1) 日本一長い木造三連太鼓橋「鶴の舞橋」の 大改修工事が完了しました	30
(2) 中山間地域におけるスマート農業技術の 導入を推進しています	31
6. 事業負担区分一覧	32
7. 組織図	37
8. 関係機関一覧	38

表紙写真：

令和7年度に改修工事が完了した鶴の舞橋（鶴田町）

1

青森県の概要



(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,645km²（全国第8位）で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わってから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

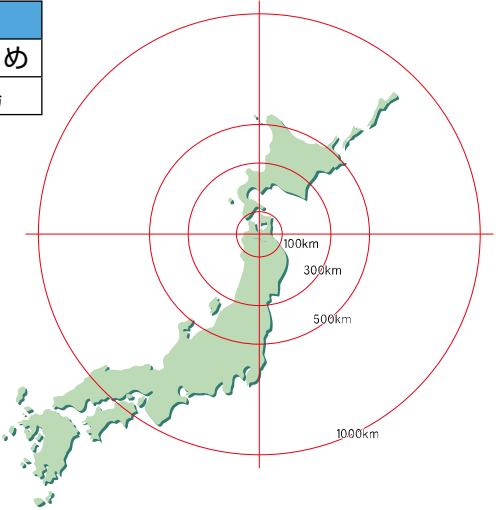
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を活かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を活かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

	青森県庁
経 度	140° 44' 24"
緯 度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

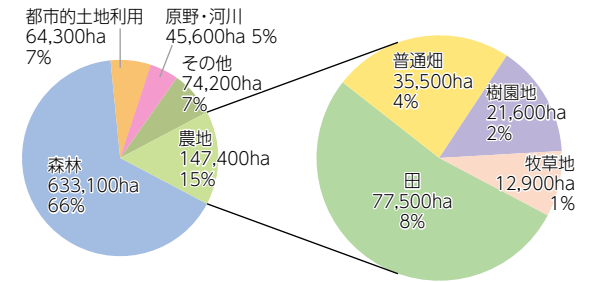
	東 端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)	西 端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)
経 度	141° 41' 00"	139° 29' 49"
緯 度	40° 27' 07"	40° 32' 03"

	南 端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)	北 端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)
経 度	141° 00' 46"	140° 54' 42"
緯 度	40° 13' 04"	41° 33' 22"



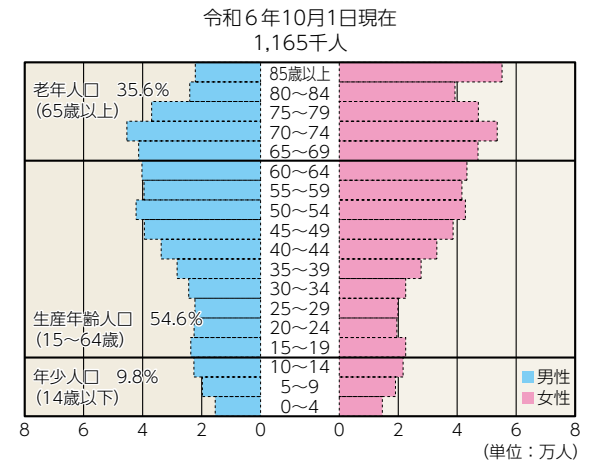
数字で見る青森県

●土地利用面積 (R6)



資料：「青森県の土地利用」－令和8年3月－
(県土整備部監理課)

●人口 (R6)



資料：「人口推計」(総務省)

●全国と比較した本県の各種数値と順位

項 目	単 位	青森県	全 国	順 位	調査年
総 面 積	km ²	9,645	377,976	8	2024
総 人 口	千人	1,165	123,802	31	2024
年齢別構成	0～14歳	9.8	11.2	46	2024
	15～64歳	54.5	59.6	35	2024
	65歳以上	35.7	29.3	3	2024
人 口 密 度	人／km ²	120.8	331.9	41	2024
世 帯 数	万世帯	51	5,570	31	2020
就 業 者 数	千人	624	65,468	32	2020
事 業 所 数		55,113	5,156,063	30	2021
県 (国) 内 総 生 産	十億円	4,624	595,184	—	2023
1 人 当 たり 県 (国) 民 所 得	千円	2,858	3,330	30	2021

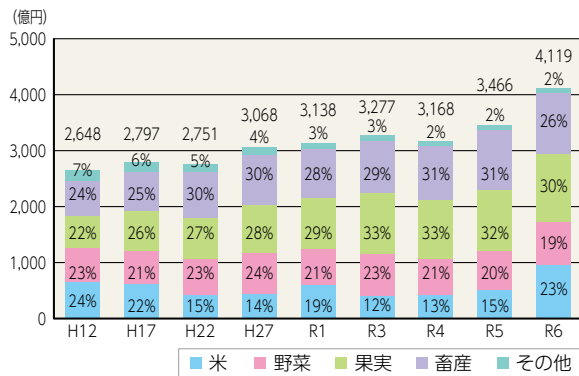
資料：「統計でみる都道府県のすがた 2026」(総務省統計局刊行)
「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
「県民経済計算」(内閣府)

2

青森県の農業・農村の概要

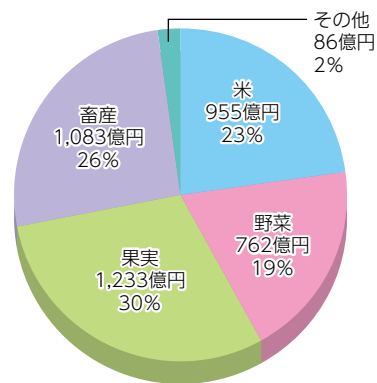
(1) 農業の状況

農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」（農林水産省）

農業産出額の内訳（R6）



資料：「生産農業所得統計」（農林水産省）

都道府県別の農業産出額（R6）

順位	都道府県名	産出額（億円）	農業産出額に占める生産農業所得の割合	備考
1	北海道	14,817	42.1% (3位)	青森県の農業産出額 ・東北21年連続1位 ・全国21年連続10位以内
2	鹿児島	5,689	28.5% (20位)	
3	茨城	5,494	36.4% (13位)	
4	千葉	4,533	33.9% (17位)	
5	青森	4,119	36.8% (12位)	
6	熊本	4,116	42.4% (2位)	
7	宮崎	3,725	33.2% (19位)	
8	愛知	3,551	37.9% (9位)	
9	栃木	3,448	38.4% (8位)	
10	岩手	3,269	33.6% (18位)	
13	山形	3,025	39.9% (6位)	
14	福島	2,874	37.5% (11位)	
16	秋田	2,572	37.9% (9位)	
19	宮城	2,494	38.9% (7位)	

資料：「生産農業所得統計」（農林水産省）

主な農業産出額と構成比（R6）

順位	農産物	産出額（億円）	構成比（%）	備考
1	りんご	1,171	28.4	青森県の農業産出額計 4,119 億円
2	米	955	23.2	
3	豚	313	7.6	
4	鶏卵	251	6.1	
5	ブロイラー	223	5.4	
6	肉用牛	171	4.2	
7	にんにく	146	3.5	
8	やまのいも	130	3.2	
9	ごぼう	119	2.9	
10	生乳	90	2.2	

資料：「生産農業所得統計」（農林水産省）

農産物の全国ランキング（R6）

項目	年次	順位	収穫量（t）
にんにく	R6	第1位	11,700
ごぼう	R6		46,700
りんご	R6		370,500
あんず	R4		1,250
フサスグリ	R4		4.9
ブラックベリー	R4	第2位	4.0
スチューベン	R4		400
ながいも	R6		44,100
西洋なし	R6		1,790
くるみ	R4		38
マルメロ	R4	第3位	9.3
なたね（子実用）	R6		298
だいこん	R6		110,000
かぶ	R6		5,650
プルーン	R4		123
ヤマブドウ	R4	第4位	11.8
にんじん	R6		36,300
ネクタリン	R4		78
すもも	R6	第5位	841

資料：「ピカイチデータ 数字で読む青森県 2025」（県統計分析課）

資料：「作物統計」（農林水産省）

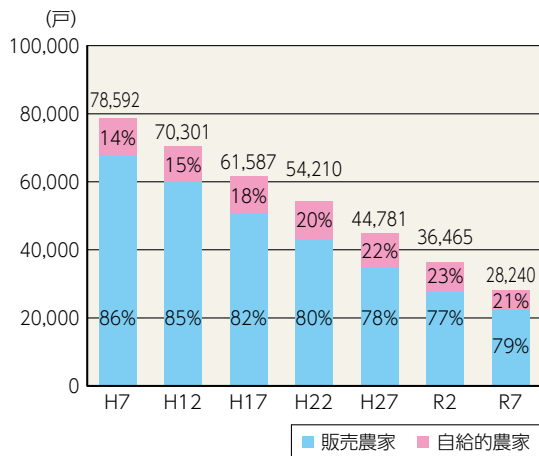
食料自給率（R4 確定値）

順位	都道府県名	生産額ベース（%）	備考
1	宮崎	255	全国：58%
1	鹿児島	255	
3	青森	217	
4	北海道	200	
5	岩手	177	
6	山形	165	
7	高知	152	
8	熊本	146	
9	長崎	135	
10	佐賀	134	

資料：農林水産省 HP より

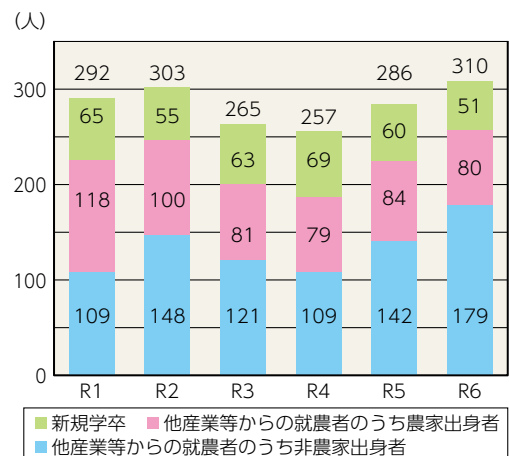
(2) 農家の状況

● 農家数（販売農家・自給的農家）



資料：「農林業センサス」（農林水産省）

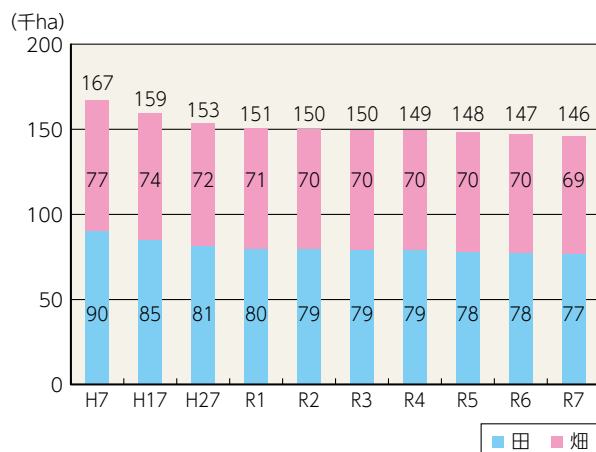
● 新規就農者数



資料：県構造政策課

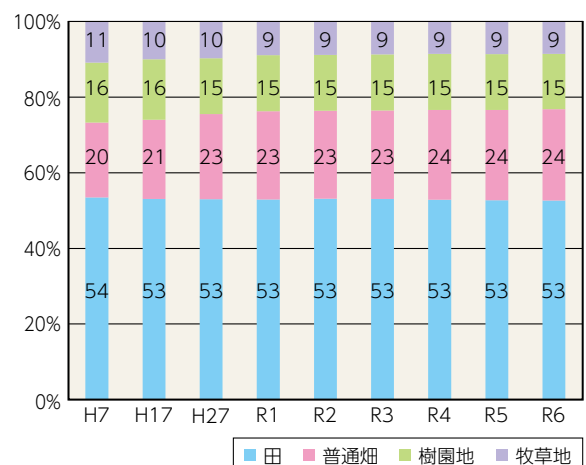
(3) 農地の状況

● 耕地面積



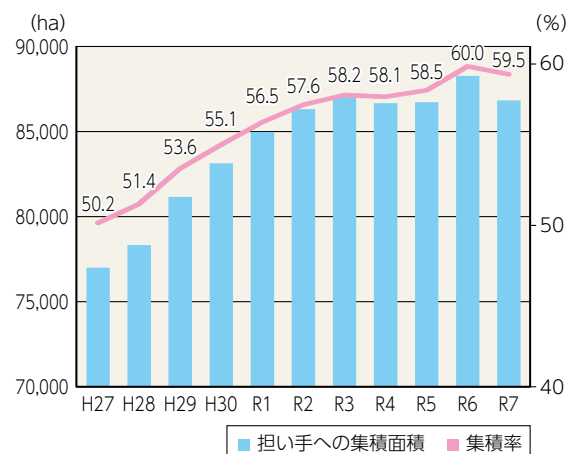
資料：「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）

● 耕地種類別面積の構成比



資料：「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）

● 担い手への農地の集積状況



資料：農林水産省

(4) 農地の整備状況

● 水田の整備状況（管内別）

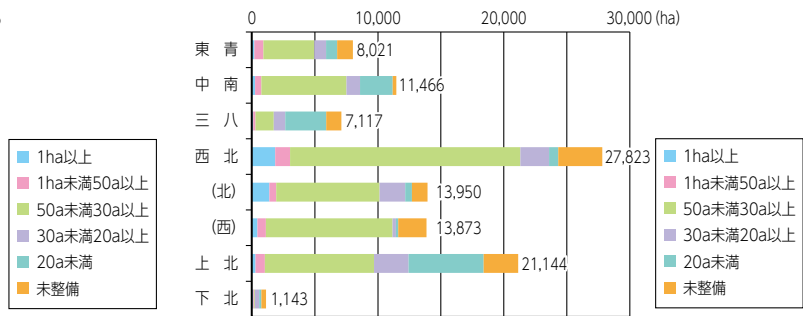
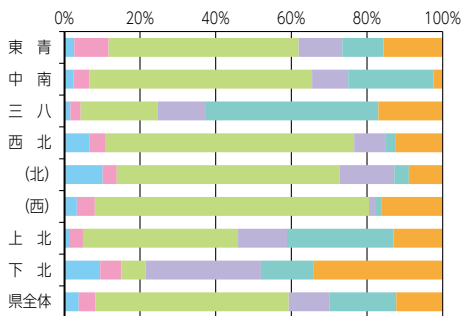
地 域	水田面積 (ha)	整 備 済								未 整 備	
		区画30a程度以上 整備済						20a未満	面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上	20a以上 整備率				
東 青	8,021	5,890	208	729	4,030	924	73.4%	877	6,768	1,253	15.6%
中 南	11,466	8,604	269	487	6,752	1,096	75.0%	2,591	11,194	271	2.4%
三 八	7,117	2,663	111	192	1,445	915	37.4%	3,249	5,912	1,205	16.9%
西 北	27,823	23,597	1,858	1,186	18,269	2,284	84.8%	722	24,318	3,504	12.6%
(北)	13,950	12,167	1,411	520	8,214	2,021	87.2%	532	12,699	1,250	9.0%
(西)	13,873	11,430	447	665	10,055	263	82.4%	190	11,619	2,254	16.2%
上 北	21,144	12,449	303	730	8,676	2,739	58.9%	5,942	18,390	2,754	13.0%
下 北	1,143	594	108	64	74	349	52.0%	160	753	390	34.0%
合 計	76,700	53,796	2,857	3,388	39,246	8,305	70.1%	13,539	67,336	9,377	12.2%

注) 1. 整備済面積は、令和5年度までの「東北農政局調べ」面積に、令和6年及び令和7年の整備面積を合算したもの。

資料：県農村整備課

2. 水田面積は「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）による。

3. 数値は四捨五入しており、地域値の計が合計値と一致しないことがある。

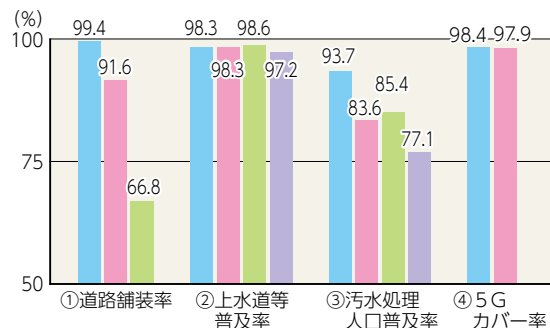


(5) 農村環境の整備状況

● 全国と県の生活環境施設の整備状況

単位：％

区 分	①道路舗装率	②上水道等普及率	③污水处理人口普及率	④5Gカバー率
全国	99.4	98.3	93.7	98.4
県	91.6	98.3	83.6	97.9
市部	66.8	98.6	85.4	
町村部		97.2	77.1	



資料：①「道路統計年報 2025」国土交通省

※全国は国道舗装率、県は県道舗装率、市部・町村部は市町村道舗装率

②「令和6年度版青森県の水道」県都市計画課

「令和6年度現在 給水人口と水道普及率」国土交通省

③「令和6年度末青森県污水处理人口普及率」県都市計画課

④「令和6年度末5Gの整備状況」総務省

● 参考：区画形状別の水田整備状況

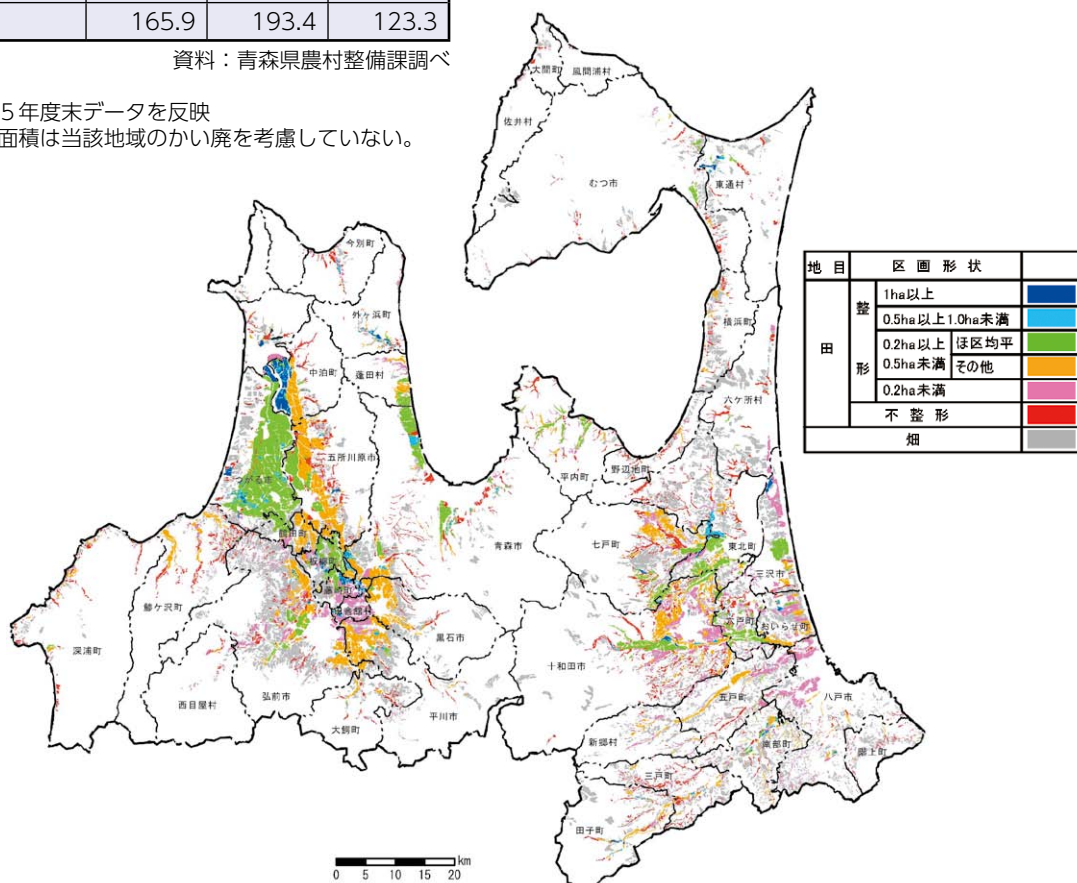
単位 (ha)

区 分	R5	R6	R7
50a以上 1ha未満	67.0	96.3	61.7
1ha以上	98.9	97.1	61.6
計	165.9	193.4	123.3

資料：青森県農村整備課調べ

注：図は令和5年度末データを反映

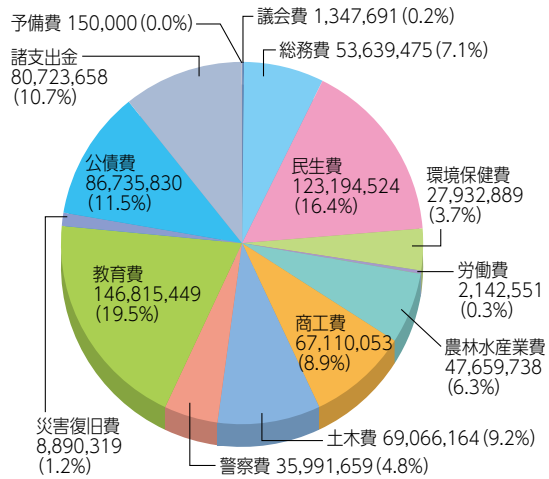
区画整理面積は当該地域のかい廃を考慮していない。



(6) 県の予算

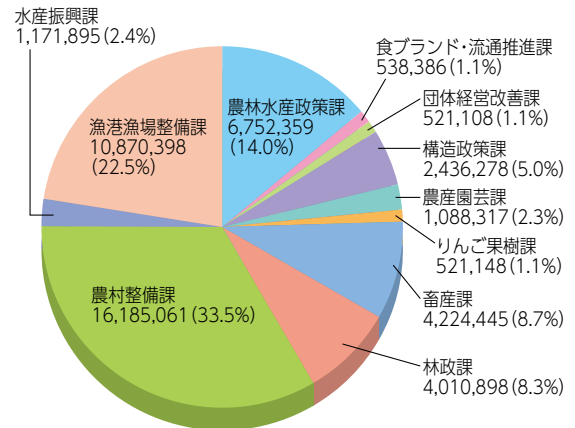
令和8年度 県予算

(一般会計：751,400,000千円)



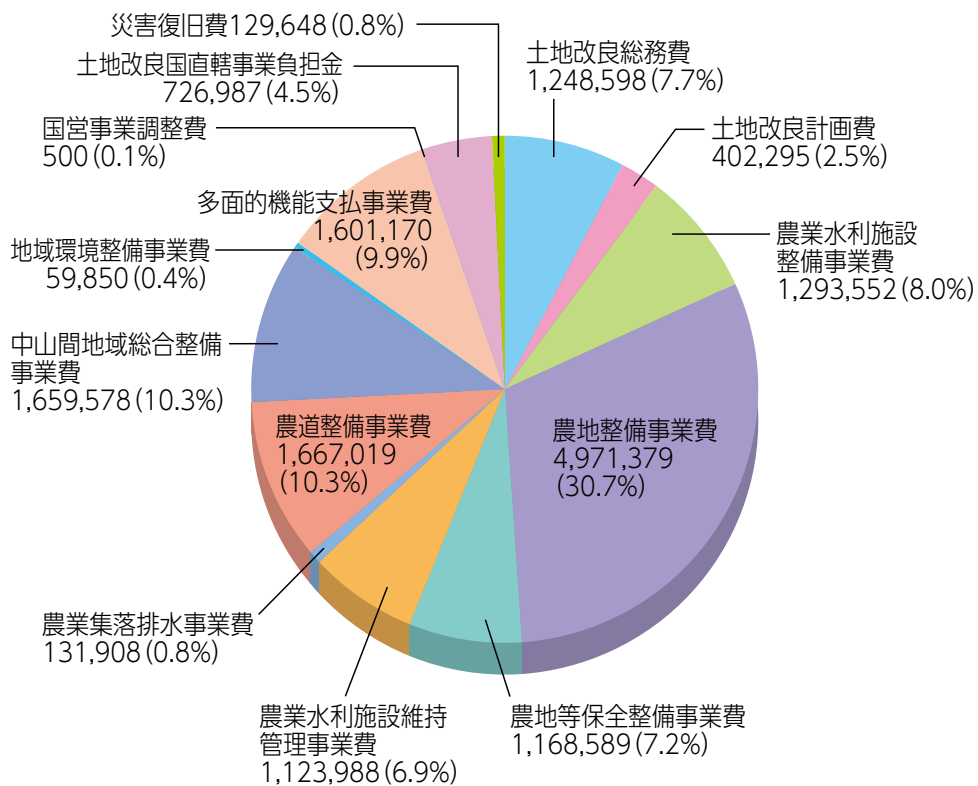
令和8年度 農林水産部予算

(一般会計：48,320,293千円)



令和8年度 農業農村整備事業予算

(県予算：16,185,061千円)



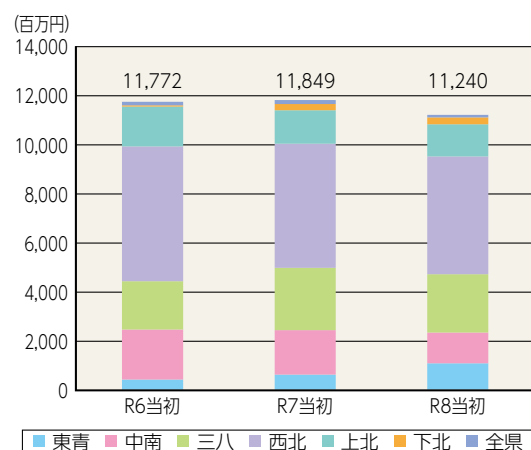
● 一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

単位：百万円

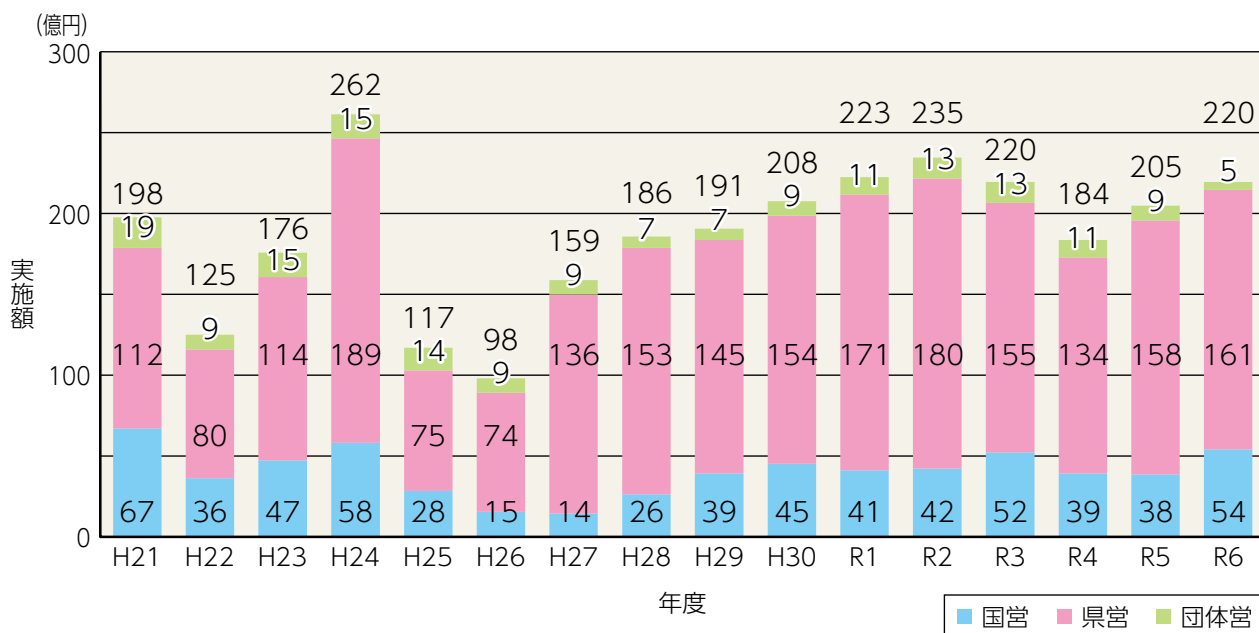
管 内	R6 当初	R7 当初	R8 当初	R8/R7
東 青	418	621	1,086	175%
中 南	2,042	1,819	1,257	69%
三 八	1,976	2,545	2,380	94%
西 北	5,509	5,071	4,816	95%
上 北	1,636	1,371	1,312	96%
下 北	48	252	282	112%
全 県	143	169	107	63%
計	11,772	11,849	11,240	95%

※一般公共事業費は、P 8 の令和 8 年度農業農村整備事業予算の内数

※全県の事業費は、「ストマネ（機能診断）」、「ため池管理等」、「維持管理適正化事業」などの事業費からなる。



● 農業農村整備事業実施額の推移



令和8年度 農業農村整備事業 総括表 (R8新規・継続地区)

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R7年度まで	R8年度
かんがい排水事業	2	68,515,000	19,865,418	3,655,000
総合農地防災事業	1	14,600,000	13,514,938	820,000
国営事業 計	3	83,115,000	33,380,356	4,475,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R7年度まで	R8年度
基幹水利施設ストックマネジメント事業	8	5,168,855	1,633,950	425,855
畑地帯総合整備事業	2	2,029,000	476,816	103,000
広域農業用水適正管理対策事業	2	830,000	248,400	224,000
経営体育成基盤整備事業	17	65,644,000	46,671,389	3,230,000
農地中間管理機構関連農地整備事業	8	9,133,000	6,974,474	620,000
農業水路等長寿命化・防災減災事業	12	2,555,615	797,325	551,700
農業水利施設保全合理化事業	4	7,762,000	6,890,118	384,000
防災ダム事業	5	5,415,000	3,432,898	133,500
ため池等整備事業	29	13,295,178	7,378,347	831,163
湛水防除事業	1	1,800,000	68,000	5,000
農業用河川工作物応急対策事業	6	1,770,200	1,099,202	98,000
広域営農団地農道整備事業	1	4,085,000	3,702,454	100,000
通作条件整備事業	19	12,156,510	4,872,305	1,487,638
中山間地域総合整備事業	7	14,023,989	10,677,347	961,000
農業水利施設魚道整備促進事業	4	949,000	506,466	57,000
県営事業 計	125	146,617,347	95,429,491	9,211,856

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R7年度まで	R8年度
団体営農業集落排水事業	3	717,200	125,500	130,920
団体営農地耕作条件改善事業	1	4,000	—	4,000
団体営ため池等整備事業	4	111,000	32,000	46,044
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業	1	2,600	—	2,600
団体営事業 計	9	834,800	157,500	183,564

県営・団体営事業の合計

単位：千円

県営・団体営事業 合計	134	147,452,147	95,586,991	9,395,420
--------------------	------------	--------------------	-------------------	------------------

※事業費はR8年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。

3

農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて

青森新時代「農林水産力」強化パッケージ（期間：2024年度～2028年度）

（1）青森新時代「農林水産力」強化パッケージ策定の状況

青森県の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、国民に対する食料の安定供給や、環境保全などの面で重要な役割を果たしています。

しかし、人口減少の進行による農山漁村の担い手の減少や、気候変動等による自然災害の激甚化、国際情勢を背景とした燃油・資材価格の高騰など大きな課題に直面しています。

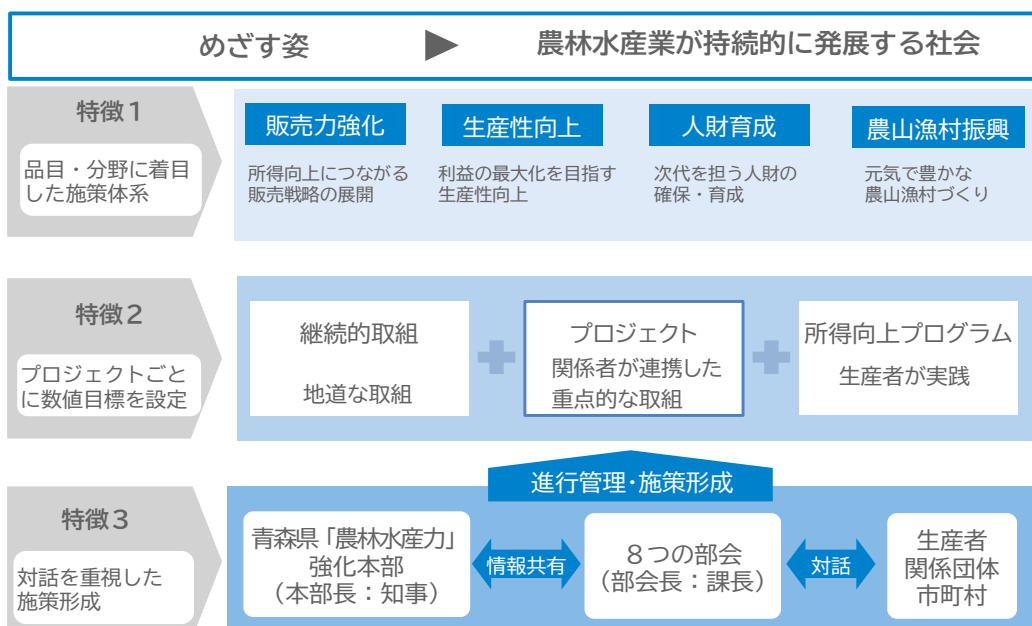
また、国際社会では、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、持続可能な食料システムの構築が求められており、国でも、2021年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに化学農薬の使用量低減や有機農業の取組面積の拡大を図ることなどの目標を掲げています。

このような社会情勢の変化に対応し、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」で掲げる「農林水産業が持続的に発展する社会」の実現に向けた取組について、①販売力強化、②生産性向上、③人財育成、④農山漁村振興の4つの柱に整理した「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」を策定したものです。

青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の概要



青森新時代「農林水産力」強化パッケージの概要



(2) 農業農村整備で取り組むプロジェクト

プロジェクト	スマート農業にも対応した基盤整備の推進
目 標	・ 水田整備面積 R5まで：53,966ha → R10まで：54,966ha (※R6～R10で1,000haの水田を整備)
挑戦する内容	・ スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進 ・ 基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化の加速化 ・ 高収益作物などへの転換を推進する水田の汎用化・畑地化 ・ 高品質・安定生産を支える農地の高機能化 ・ 農業農村整備プロセス全体でのICTの活用
関係者の声 ＝対話	・ 経営規模の拡大や複合経営に取り組みたいので、スマート農業を導入して効率化や省力化を図りたい（生産者） ・ 意欲ある担い手の確保と地域農業の継承には農地の大区画化や汎用化等の基盤整備が必要（生産者） ・ 熟練技術者の高齢化や労働力不足（建設業界）
役割分担	・ 生産者・土地改良区：農業の維持・発展、スマート農業の導入、換地等に係る調整 ・ 市町村：地元調整、地域農業の振興、地域計画の策定 ・ 建設関連業界：ICT施工に向けた検討と実践 ・ 農協：高収益作物導入事例等の情報提供、産地化に向けた支援 ・ 県：事業の実施、工事等に係る各種基準の整備、検討会・研修会の開催
変革後の姿	・ 農地の集積・集約化やスマート農業の加速化、高収益作物の導入等により担い手の規模拡大や所得向上が実現 ・ ICT施工の導入により高い生産性と施工品質の確保が可能

令和8年度計画

挑戦する内容

- 1 スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進
 - ・ 生産性の高い農業を実現するため、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を25地区で実施
- 2 基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化の加速化
 - ・ 規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、基盤整備が完了した地区において担い手への農地集積・集約化
- 3 高収益作物などへの転換を推進する水田の汎用化・畑地化
 - ・ 地区推進協議会等において関係者間の共通認識を図り、高収益作物の導入を促進
- 4 高品質・安定生産を支える農地の高機能化
 - ・ 農作物の品質向上を図るため、畑地帯の総合的な整備を実施
- 5 農業農村整備プロセス全体でのICTの活用
 - ・ ICT建設機械による施工を実践し、有効性を検証
 - ・ 受注者及び発注者を対象としたICT活用に向けた基礎研修を実施
 - ・ 3次元設計データの営農への活用検討



基盤整備後の水田
(弘前市三省地区)



ICT活用に向けた現場見学会

対話

- ・ 部会を開催し、事業の進捗状況を把握するとともに、意見を参考に事業構築（7月、1月）
- ・ 生産者や関係団体等とスマート農業や情報化施工の取組状況、普及に向けた課題等について意見交換する検討会を開催し、その対応方針等を検討（年2回程度）
- ・ は場整備事業の実施予定地区において、地域の営農構想について話し合い、高収益作物導入に向けた営農計画等を検討（随時）
- ・ 営農構想発表会を開催し、新規には場整備を実施する地区の農業者による事業を契機とした新たな営農構想を聞き取り（2月）

プロジェクト

農業・農村の防災・減災、強靱化

目 標

・機能保全計画に基づく保全対策工事に着手した施設数 R5まで：51施設 → R10まで：71施設

挑戦する内容

- ・農業水利施設の機能の維持発揮に向けて機能保全計画に基づく適期の更新整備を推進
- ・施設更新に併せて省エネルギー化や対策後の維持管理の効率化を推進
- ・防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策の実施
- ・農地や農業水利施設を活用した流域治水の取組推進

関係者の声 ＝対話

- ・施設の老朽化が進み、かんがい用水の安定供給に不安がある。また、維持管理に係る人員の確保、費用負担の増加が懸念（施設管理者）
- ・集中豪雨の発生回数が増えているため、浸水被害や洪水の発生が心配（地域住民）

役割分担

- ・生産者：田んぼダムの取組を実施
- ・施設管理者（土地改良区等）：農業用ダムの事前放流、農業水利施設の適正な維持管理
- ・市町村：地元調整、ため池ハザードマップの周知
- ・県：事業の実施、機能保全計画の更新等

変革後の姿

- ・農業水利施設の長寿命化や更新整備等により、かんがい用水の安定供給や豪雨時における排水能力の確保などの機能が適切に発揮
- ・農村地域の防災・減災対策により安全・安心な生活が確保

令和8年度計画

挑戦する内容

- 1 農業水利施設の機能の維持発揮に向けて機能保全計画に基づく適期の更新整備を推進
 - ・機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策を19施設で実施
 - ・農業水利施設の突発的な事故の発生原因の分析と施設の点検頻度・方法の見直しを実施
 - ・施設管理者の技術力向上を通じた管理能力強化への支援
- 2 施設更新に併せて省エネルギー化や対策後の維持管理の効率化を推進
 - ・高効率ポンプの導入やICT技術等の活用など、省エネルギー化・効率化を考慮した施設の対策工法を検討
- 3 防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策の実施
 - ・青森県防災工事等推進計画に基づき、防災重点農業用ため池の補強・改修等を22地区で実施
- 4 農地や農業水利施設を活用した流域治水の取組推進
 - ・流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進するため、ほ場整備事業実施地区において田んぼダムの取組を推進するとともに、多面的機能支払の研修会等を活用して取組を周知し、機運を醸成

対話

- ・部会を開催し、事業の進捗状況を把握するとともに、意見を参考に事業構築（7月、1月）
- ・ほ場整備の勉強会や多面的機能支払の説明会等の場で、田んぼダムの取組推進に向けて意見交換（随時）
- ・施設管理者である土地改良区と管理体制の状況や課題等について意見交換し、農業水利施設の計画的な保全対策を検討（年6回程度）



機能保全計画に基づき更新した農業水利施設（飯詰第三頭首工）



改修を終えた防災重点農業用ため池（大堤ため池）

プロジェクト

農業・農村インフラの機能の確保

目 標

・多面的機能支払交付金の取組面積 R5：44,204ha → R10：44,204ha

挑戦する内容

- ・多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を推進
- ・地域共同活動の継続に向けた持続可能な組織体制づくり
- ・施設管理の主体を担う土地改良区の統合整備や男女共同参画等の推進による組織の運営基盤の強化

関係者の声 ＝対話

- ・過疎化や高齢化が進んでいる活動組織では事務処理ができず地域の共同活動の継続が困難（生産者）
- ・末端水路の老朽化が進行。農村人口が減る中、施設の適正な保全管理が困難（土地改良区）

役割分担

- ・生産者・土地改良区：共同活動の実践、活動組織の組織運営、農業インフラの保全管理
- ・市町村：地元調整、活動組織への技術的指導・助言
- ・県：事業の実施、地域の共同活動や営農活動への支援

変革後の姿

- ・土地改良区や市町村との連携強化により、農業・農村インフラの機能を健全に維持
- ・地域の共同活動や営農活動を通じて、農地保全や地域コミュニティを維持

令和8年度計画

挑戦する内容

- 1 多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を推進
 - ・地域が共同で行う地域資源の保全管理や中山間地域等の農業生産活動を支援する日本型直接支払制度を推進
 - ・新たに推進協議会を設置し、中山間地域等における市町村や協定の取組を支援
- 2 地域共同活動の継続に向けた持続可能な組織体制づくり
 - ・研修会等を通じた新たな制度の普及周知やリーダーの育成、活動組織等の広域化による事務負担の軽減を促進
- 3 施設管理の主体を担う土地改良区の統合整備や男女共同参画等の推進による組織の運営基盤の強化
 - ・土地改良区の統合整備や土地改良区における女性理事の登用促進に向けた啓発や助言
 - ・経営収支の健全化、人材確保等による運営基盤の強化及び関係者と連携した地域の農業水利施設等の保全管理などに向けた土地改良区の計画策定に対する支援



農道の保全管理（敷砂利）
（中山間地域等直接支払）



活動組織との意見交換
（多面・中山間等直接支払）

対話

- ・部会を開催し、事業の進捗状況を把握するとともに、意見を参考に事業構築（7月、1月）
- ・多面的機能支払推進協議会主催の研修会等を開催し、農業者などで構成される活動組織と組織運営や後継者育成等について意見交換し、活動の継続・拡大に向けた取組を検討（2回）
- ・青森県中山間地域活性化研修会等を開催し、集落協定に基づいて農業生産活動を行う農業者などと新たな事業制度や事務負担軽減に関する優良事例等について情報共有し、持続可能な体制づくりを検討（1回）
- ・土地改良区と統合整備や女性理事登用に関する課題等について意見交換し、土地改良区の組織運営基盤の強化に向けた対策を検討（20回程度）

4

青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

本県の農業農村整備は、農業生産の基盤である農地・農業水利施設等の整備・管理や、県土・自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の保全を通じた農村協働力の維持向上などにより、国民に対する食料の安定供給や農村の活性化、環境保全などに重要な役割を果たしています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足や農村集落機能の低下、頻発化・激甚化する自然災害への対応に加えて、流域治水やSDGsへの貢献、農業DX（デジタル技術の活用による農業の変革）の推進等の新たな施策への対応が求められるなど、農業・農村を取り巻く情勢は変化し続けており、それらに対応した新たな施策展開の必要性も高まっています。

こうしたことから、本県の農業・農村の持続的な発展を支える農業農村整備を推進させる「青森県農業農村整備中期推進方針（青森新時代「水土里づくり」強化プラン）（期間：2024年度～2028年度）」を策定しました。本推進方針では、「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」のうち、農業農村整備分野での重点的に取り組むプロジェクトと継続的な取組について、「生産力強化」、「防災力強化」、「地域力強化」の3つの柱により、施策を展開していきます。

(2) 基本方針

農業・農村の持続的な発展を支える農業農村整備

(3) 施策体系

施策の柱	施策の展開方向	挑戦する内容
1 生産力強化 ～担い手の規模拡大と所得向上を支える基盤づくり～	(1) 担い手の規模拡大と所得向上を支える基盤整備の推進	①スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進 ②基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化の加速化
	(2) 収益性の高い農業経営を支える基盤整備の推進	③高収益作物などへの転換を推進する水田の汎用化・畑地化 ④高品質・安定生産を支える農地の高機能化
	(3) 農業農村整備のDXの推進	⑤農業農村整備プロセス全体でのICTの活用
2 防災力強化 ～安全・安心な暮らしを守る農業・農村づくり～	(4) 農業水利施設の長寿命化対策の推進	⑥農業水利施設の機能の維持・発揮に向けて機能保全計画に基づく適期の更新整備を推進 ⑦施設更新に併せて省エネルギー化や対策後の維持管理の効率化を推進
	(5) 農村地域の防災・減災対策の推進	⑧防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策の実施 ⑨農地や農業水利施設を活用した流域治水の取組推進
3 地域力強化 ～多様な主体が活躍できる農村づくり～	(6) 農村の有する多面的機能の維持・発揮	⑩多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を推進 ⑪地域の共同活動の継続に向けた持続可能な組織体制づくり
	(7) 土地改良区の運営基盤の強化	⑫施設管理の主体を担う土地改良区の統合整備や男女共同参画の推進による組織の運営基盤の強化
	(8) 多様な主体の協働による農村環境の保全・再生の推進	⑬多様な主体の協働による農村環境の保全・再生の推進
	(9) 地域の特色を活かした農村の振興	⑭老朽化した農業集落排水施設の集約・再編や農道の保全対策の推進 ⑮農業生産基盤と併せ農村生活環境を総合的に整備

1. 生産力強化

～担い手の規模拡大と所得向上を支える基盤づくり～

(1) 担い手の規模拡大と所得向上を支える基盤整備の推進

スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進

- 生産性向上や維持管理の省力化を図るため、自動走行農機やICT水管理システムなどのスマート農業技術の活用を可能とする基盤整備を推進します。
- スマート農業の導入を促進するために必要なRTK-GNSS基地局の設置など、環境整備を進めます。



県主催の実演会で披露されたロボットトラクタ（左）やロボット田植機（右）

基盤整備を契機とした担い手への農地集積・集約化の加速化

- 担い手への農地集積・集約化や、生産コストの削減を図るため、農地の大区画化等の基盤整備を推進します。
- 担い手の経営規模拡大や効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るため、基盤整備を契機として、農地中間管理機構とも連携しながら、担い手への農地集積・集約化を加速化します。

〈ほ場整備による農地の大区画化〉



【整備前】

農地の
大区画化



【整備後】

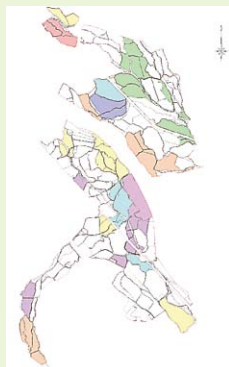
農地中間管理機構関連農地整備事業 たかだ 高田地区(田舎館村)

〈基盤整備を契機に農地集積を推進〉



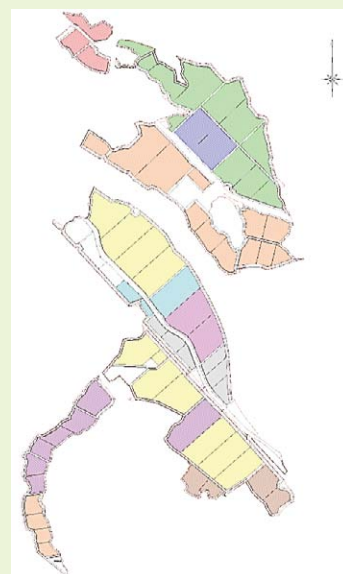
【集積に向けた話し合い】

地域の合意形成のための話し合いの機会を設け、営農計画の作成を進めながら農地集積を推進します



農地集積率

44.1%→94.9%
(R7現況→R17目標)



経営体育成基盤整備事業 いまべつ 今別地区(今別町)

【主な取組事業】

- ・経営体育成基盤整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、大区画化等加速化支援事業 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標（2028）	実績（2025年）	目標値の考え方
水田整備面積	5 か年で 1,000ha 増		2 か年で 357ha 増 (令和 6～7 年度) 54,323ha (令和 7 年度まで)	直近の実績等を踏まえ、 200ha/ 年の水田において 30a 程度以上に整備することを目指します
	(参 考)			
	53,966ha (令和 5 年度まで)	54,966ha (令和10年度まで)		
スマート農業の実装を可能とする 基盤整備を行う面積	5 か年で 800ha 増		2 か年で 357ha 増 (令和 6～7 年度)	直近の実績等を踏まえ、 30a 程度以上の区画整理面積 200ha/ 年のうち、 8 割においてスマート農業の実装を可能とする基盤整備を行うことを目指します
基盤整備完了地区における担い手への農地集積率	73.0% (令和元～5 年度)	80.0% (令和 6～10年度)	72.8%* (令和 6 年度時点)	基盤整備完了地区における担い手への農地集積率 8 割を目指します

※令和 6 年度から 10 年度の間集積目標年度を迎える地区（基盤整備完了地区）13 地区について、担い手への農地の集積・集約化を推進。13 地区の事業実施前の集積率 19.4%から、令和 6 年度時点で 72.8%と伸びており、令和 10 年度の目標 80%に向けて、担い手への農地の集積・集約化の取組を支援。



ながとみ
標準区画 2ha で整備中の長富地区（五所川原市）

(2) 収益性の高い農業経営を支える基盤整備の推進

高収益作物などへの転換を推進する水田の汎用化・畑地化

- 地域の営農戦略や需要に応じた収益性の高い農業経営を支えるため、これまでの水田での稲作中心の営農体系から野菜や果樹などの高収益作物の導入を可能とする水田の汎用化・畑地化を推進します。
- 水田の畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進するため、普及部門と連携して基盤整備を推進します。



暗渠排水の整備（土場川地区）

基盤整備
(排水性の向上)



ニンニク栽培（福島徳下地区）

高品質・安定生産を支える農地の高機能化

- 農作物の安定生産を支えるため、畑地帯の総合的な整備を進めます。



スプリンクラーによる散水(屏風山地区)

高品質
安定生産



ゴボウの収穫（三沢市）

【主な取組事業】

- ・経営体育成基盤整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業、畑地帯総合整備事業 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標（2028）	実績（2025）	目標値の考え方
暗渠排水整備面積	5 か年で700ha 増		2 か年で501ha増 (令和6～7年度)	直近の実績等を踏まえ、30a 程度以上の区画整理面積 200ha/ 年のうち、140ha/ 年において暗渠排水を整備することを目指します

（３）農業農村整備のＤＸの推進

農業農村整備プロセス全体でのＩＣＴの活用

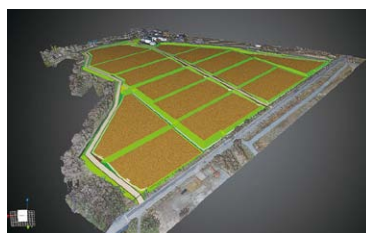
- 産業全体が人手不足に直面する中で、生産基盤を着実かつ合理的に整備していくため、農業農村整備プロセス全体（調査設計、施工、維持管理等）でのＩＣＴの活用を推進します。

３次元測量



ＵＡＶなどを用いて測量し、３次元の復元図を作成

３次元設計データ



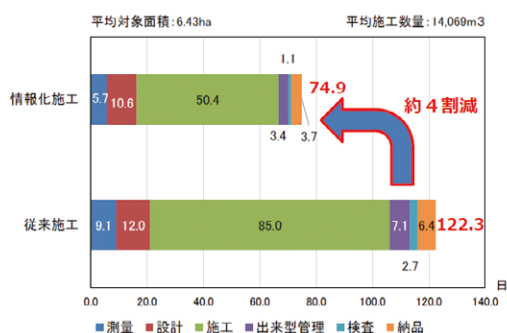
３次元現況図と３次元設計図データを比較し、数量等を一括算出

ＩＣＴ建設機械による施工

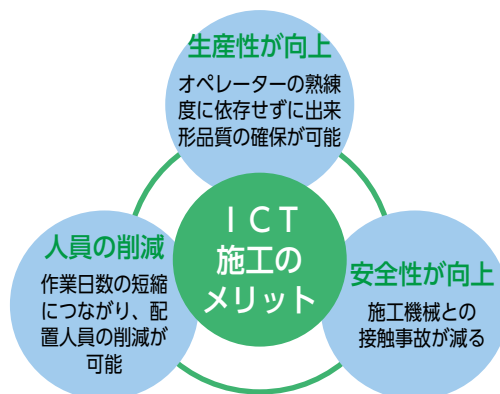


３次元設計データと衛星等から取得した位置情報を活用してＩＣＴ建設機械で施工

〈情報化施工技術による様々なメリット〉



資料：農業農村整備における情報化施工及び３次元データ活用（農林水産省）を加工して使用



【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標（2028）	実績（2025）	目標値の考え方
ＩＣＴ活用施工の実施率	2% (令和４年度)	10% (令和10年度)	3.5% (令和7年度)	区画整理及び農道等の工事発注件数のうち、10%においてＩＣＴ活用施工の実施を目指します

2. 防災力強化

～安全・安心な暮らしを守る～

（４）農業水利施設の長寿命化対策の推進

農業水利施設の機能の維持・発揮に向けて機能保全計画に基づく適期の更新整備を推進

- 老朽化が進行する農業水利施設について、農業用水の安定的な供給や豪雨時における排水の確保などを図るため、機能保全計画に基づいた適時・適切な対策を計画的に実施し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を推進します。
- 農業水利施設の突発的な事故の発生原因の分析と施設の点検頻度・方法の見直し、施設管理者の技術力向上を通じた管理能力強化など、施設保全に関する総合的な体制づくりを支援します。



頭首工の
長寿命化



農業水利施設保全合理化事業
おだ かわなん ぶ
小田川南部地区(五所川原市)



用水路の
長寿命化



基幹水利施設ストックマネジメント事業
にしまた ごうかんせんようすいろ
西俣 1 号幹線用水路地区(つがる市)

施設更新に併せて省エネルギー化や対策後の維持管理の効率化を推進

- 脱炭素社会の実現やエネルギー価格の高騰時においてもその影響を最小限に抑えるため、農業水利施設の省エネルギー化を推進します。
- ストックマネジメントの効率的な推進を図るため、機能診断結果や補修・更新履歴等の情報を蓄積し、一元的にデータを管理・運用できるデータベースの整備を推進します。

【主な取組事業】

・基幹水利施設ストックマネジメント事業、農業水利施設保全合理化事業 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標（2028）	実績（2025）	目標値の考え方
機能保全計画に基づく保全対策工事に着手した施設数	51 施設 (令和5年度まで)	71 施設 (令和10年度まで)	55 施設 (令和7年度まで)	直近の実績及び今後の見込み等を踏まえ、機能保全計画を策定している施設のうち、早期対応が必要な施設において対策工事の着手を目指します

（５）農村地域の防災・減災対策の推進

防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策の実施

- 農業用ため池の決壊により、浸水が想定される区域の住宅等を守るため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、防災工事等を進めます。
- 青森県ため池サポートセンターにおいて、パトロールや管理者への指導助言等を行い、ため池の適正な保安全管理に係る取組を支援します。

〈ハード対策〉



ため池の
豪雨対策



ため池等整備事業(ため池整備)

たかだてしんためいけ
高館新溜池地区(黒石市)

〈ソフト対策〉



ため池維持管理技術向上研修会(八戸市)



ため池サポートセンター現地指導(五戸町)

農地や農業水利施設を活用した流域治水の取組推進

- 頻発化・激甚化する豪雨・地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを支えるため、農業水利施設の長寿命化や排水機場の更新・整備等を進めます。
- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、ダムの事前放流等による洪水調節容量の確保や、水田の雨水貯留機能を強化する田んぼダムの取組を推進します。

〈田んぼダムの設置〉

- 流域治水において、水田を活用した雨水の一時貯留の役割が期待される「田んぼダム」を広くPRし普及に取り組んでいます。
- 「田んぼダム」取組マニュアルを令和6年3月に策定し、目的や効果、具体的な取組方法や導入にあたってのポイントを掲載しています。



田んぼダム 流出量調整器具の設置状況



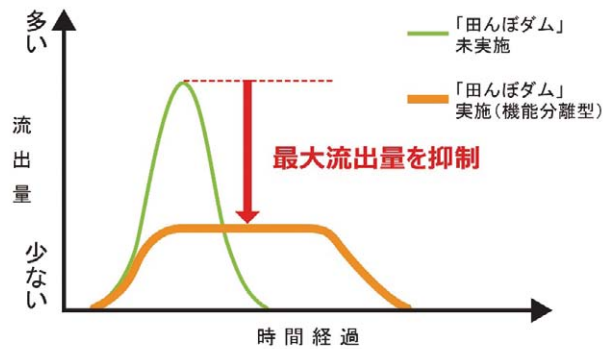
閲覧等はこちら



〈田んぼダムの効果〉

- 「田んぼダム」は、水田の落水口に流出量調整器具を取り付け、水田に降った雨を時間をかけてゆっくり排水することで、水田から排水される最大流出量を抑制する効果（ピークカット効果）があります。

ピークカット効果のイメージ



出典：「田んぼダム」の手引き 令和4年4月（農林水産省）を加工して作成



「田んぼダム」実施 流出量が少ない
(令和4年8月9日 蓬田村)



「田んぼダム」未実施 流出量が多い
(令和4年8月9日 蓬田村)

【主な取組事業】

- ・ ため池等整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業水利施設保全合理化事業、経営体育成基盤整備事業 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標 (2028)	実績 (2025)	目標値の考え方
防災重点農業用ため池の防災工事に着手する地区数	21 地区 (令和元～5年度)	37 地区 (令和元～10年度)	28 地区 (令和元～7年度)	直近の実績及び今後の見込み等を踏まえ、防災重点農業用ため池 384 か所のうち、早期対応が必要な施設において防災工事の着手を目指します
田んぼダムの取組面積	168ha (令和4年度まで)	500ha (令和10年度まで)	764ha (令和7年度まで)	令和4年度実績を基準とし、取組面積を約3倍にすることを目指します

3. 地域力強化

～多様な主体が活躍できる農村づくり～

(6) 農村の有する多面的機能の維持・発揮

多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を推進

- 農業・農村が有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、多面的機能支払交付金により多様な主体で構成された組織が行う、水路の泥上げや農地法面の草刈などの地域資源の基礎的保全活動や、植栽による景観形成などの農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、老朽化した施設の長寿命化対策などの地域活動について支援します。
- 高齢化や人口減少が深刻な中山間地域において、中山間地域等直接支払交付金により、耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じた多面的機能を増進する活動を支援します。

○多面的機能支払交付金



法面の草刈り
(五戸町・志戸岸農地保全協議会)

○中山間地域等直接支払交付金



農道の砂利敷き
(五所川原市・共栄集落協定)



植栽活動
(中泊町・若宮地区農地・水・環境保全組織)



水路の泥上げ
(青森市・下石川集落協定)

地域の共同活動の継続に向けた持続可能な組織体制づくり

- 地域の共同活動の継続と拡大を図るため、関係団体と連携し、活動組織の事務負担軽減や、保全活動組織の合併及び広域化等を支援します。



活動組織との対話（平内町）



青森県中山間地域活性化研修会(青森市)

【主な取組事業】

- ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標（2028）	実績（2025）	目標値の考え方
多面的機能支払交付金の取組面積	44,204ha (令和5年度)	44,204ha (令和10年度)	44,437ha (令和7年度)	令和5年度実績を基準とし、取組面積を維持することを目指します
中山間地域等直接支払交付金の取組面積	8,780ha (令和5年度)	8,780ha (令和10年度)	7,308ha (令和7年度)	令和5年度実績を基準とし、取組面積を維持することを目指します

（7）地域の農業生産基盤の保全と土地改良区の運営基盤の強化

農業水利施設等を保全するための役割分担や、保全の取組と実施体制構築のための土地改良区の運営基盤の強化

- 土地改良区における男女共同参画に向けた環境づくりや事務統合・再編整備、関係者が連携して農業水利施設等の保全の取組を行うための「水土里ビジョン」の策定への支援を通じて、土地改良区の運営基盤の強化を図ります。
- 土地改良施設の維持管理の負担軽減に向けて、ICTを活用した省力化技術の導入や、電力等を必要とする施設の省エネルギー化を推進します。



合併予備契約調印式



土地改良区役職員向け研修会

【主な取組事業】

・ 水土保持強化対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業 など

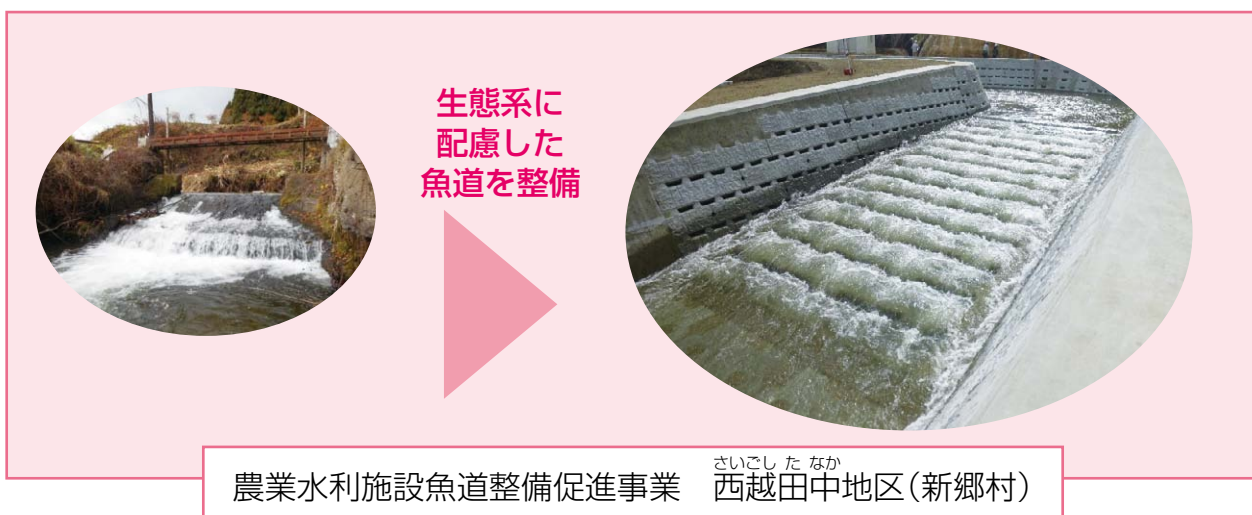
【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標 (2028)	実績 (2025)	目標値の考え方
土地改良区数	69 改良区 (令和5年度)	66 改良区 (令和10年度まで)	67 改良区 (令和7年度)	今後の見込み等を踏まえ、 土地改良区の統廃合を目指します

(8) 多様な主体の協働による農村環境の保全・再生の推進

多様な主体の協働による農村環境の保全・再生の推進

- 地域住民や農林漁業者、事業者などとの協働により、山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保に向けた総合的な対策に取り組めます。
- 地域の多様な主体と協働し、農業の生産基盤や農村の生活環境などの整備を通じた環境の保全・再生に取り組めます。



【主な取組事業】

・ 全事業

(9) 地域の特色を活かした農村の振興

老朽化した農業集落排水施設の集約・再編や農道の保全対策の推進

- 農村生活を支えるインフラを確保するため、老朽化した農業集落排水施設の統廃合や農道の保全対策等の取組を推進します。



【主な取組事業】

- ・ 農業集落排水事業、通作条件整備事業 など

【成果指標】

指標	2024 年度当初	目標 (2028)	実績 (2025)	目標値の考え方
農道保全対策 地区数	18 地区 (令和元～5 年度)	29 地区 (令和元～10 年度)	21 地区 (令和元～7 年度)	直近の実績及び今後の見込み等を踏まえ、保全対策が必要な 11 地区において工事の着手を目指します

農業生産基盤と併せ農村生活環境を総合的に整備

- 中山間地域等において、地域の特色を活かした農業経営を実現し、所得の確保を図るため、地域の営農ニーズに応じたきめ細かな農業生産基盤の整備と農業集落道などの農村生活環境を総合的に整備します。
- 規模拡大等が困難な中山間地域において、生産性の向上と農作業の省力化を図るため、スマート農業技術等の省力化技術の導入が可能となる基盤整備を推進するとともに、スマート農業の実装などを促進するための情報通信環境の整備を進めます。



資料：「中山間地域における整備のイメージ図（農林水産省）」を加工して作成



農業用排水路
(アグリタブコピア地区)



農道
(五戸東地区)



宮農飲雑用水施設
(三戸地区)



集落道
(下北北部地区)



集落排水路
(ふるさと新郷地区)



交流基盤
(白神2期地区)

【主な取組事業】

- ・ 中山間地域総合整備事業 など

5 TOPICS



(1) 日本一長い木造三連太鼓橋「鶴の舞橋」の大改修工事が完了しました

鶴の舞橋は、青森県北津軽郡鶴田町にある堤長約4.2km、貯水量1,100万トン^{まわりげき}を有する県内最大の農業用ため池「廻堰大溜池」の管理橋及び親水施設で、平成6年に県営つがる富士見地区水環境整備事業により整備されました。また、全長約300mの木橋であり、三連太鼓橋としては日本一長い橋であるほか、樹齢150年以上の青森県産ヒバが使用されており、地域住民だけではなく、観光客にも親しまれてきました。

本橋は、供用開始から約30年経過し、老朽化による施設機能の低下が見られ、安全性の確保が懸念されたことから、令和4年度から大規模改修工事を実施しており、この春、工事の完了となりました。



改修された「鶴の舞橋」



鶴の舞橋改修工事完工式（R8.4.17）

～工事完了までのプロセス～

◆橋の改修に関する技術検討委員会の設置

木橋改修における技術資料や施工事例は少ないことから、令和元年度に有識者等で構成する「鶴の舞橋改修に関する技術検討委員会」を設立し、委員等からの様々な意見を改修計画に取り入れながら設計・施工を実施しました。



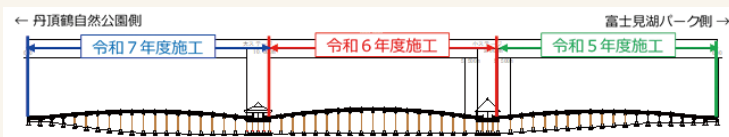
技術検討委員会の様子

◆工事の実施

令和4年度に木材を調達・加工し、令和5年度～令和7年度の3年かけて木橋本体の改修工事を実施しました。工事可能期間が貯水期間外(9月～12月)の約4ヶ月間に限られていることから、部材のユニット化による工期短縮や試験施工による施工課題の確認など工程管理に細心の注意を払いながら工事を実施しました。



部材のユニット化



「鶴の舞橋」について、本県の宮下知事がYouTubeで紹介していますので、ご覧ください。

動画はこちらから



(2) 中山間地域におけるスマート農業技術の導入を推進しています

青森県の中山間地域は農家数、耕地面積、農業産出額などで4割を占め、本県の農業において重要な位置付けとなっています。一方で、傾斜地が多く、ほ場は小区画で分散しているなど、地形条件の不利性に加え、平地より農業従事者の減少や高齢化の進行が早いため、農作業の更なる省力化と効率化が重要な課題となっており、その対応策の1つにスマート農業の導入が挙げられます。

そこで、中山間地域の小規模ほ場でも活用できるスマート農業の実証試験を行い、本地域で活用できるスマート農業と必要な基盤整備をまとめたパンフレットを作成しました。今後も中山間地域の農業が継続され、さらには担い手の確保につながるよう取組を推進していきます。

～パンフレットの概要～

◆中山間地域で活用できるスマート農業

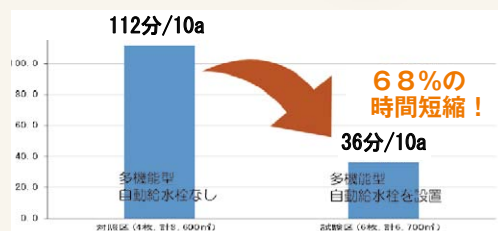
①水管理の省力化（自動給水栓・水位センサ）

これまで1枚ずつの水管理が必要だった田越かんがい水田について、最上段に自動給水栓、最下段に水位計を設置することで、複数の水田の水管理が可能となります。



②草刈作業の省力化（ラジコン草刈機等）

ラジコン草刈機で法面の草刈りを行う場合は、傾斜を30度以下にすることで安全で効率的な作業を行うことができます。



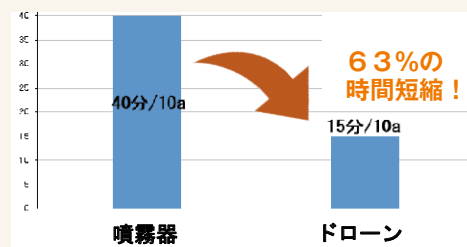
③薬剤散布の省力化（ドローン）

幅2m程度の作業道を整備することで車での資材運搬が可能となるほか、ドローンの離着陸等スペースを整備することで、バッテリー交換などの移動を最小限にすることができます。



④鳥獣害対策の省力化（カメラ・捕獲通知器）

監視カメラを設置して農作業前に農地周辺の確認を行ったり、わなに捕獲通知機器を設置することで、必要な場所に限定した見回りが可能となるなど、安全で効率的な対策を行うことができます。



◆スマート農業を導入するための中山間地域の基盤整備

導入する機器に合わせた基盤整備を行うことで、中山間地域でもスマート農業技術の導入効果を十分に発揮することができるようになります。

実証試験により確認したスマート農業機器を効果的に利用するために必要な基盤整備内容について、パンフレットで詳しくまとめているので、ぜひご覧ください。

パンフレットは
こちらから



6

事業負担区分一覽

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等 地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実状に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等 地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	かんがい排水事業	農業用排水施設整備（農業用排水施設の新設、廃止又は変更）を実施する（国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く）	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に 適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 農業用排水施設整備のうち麦・大豆・飼料作物等の転作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施する イ アの事業と農業用排水施設整備事業のうち水路等の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものと併せて一体的に実施する	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に 適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（当該施設の機能診断を含む）を行う イ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事を実施する ウ 国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む）を実施する	県	50	29	21	
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する ウ 国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施する	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等 地域
(5) 簡易整備型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備を行う	県	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	※は更新事業に 適用 ()は中山間等 地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する	県	50	27.5	22.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う（単独設備整備） エ 次に掲げる(7)又は(4)のいずれかを行う（単独土層改良） (7) 客土、暗渠排水及び除礫、土壌改良資材の投入並びにこれを補完するための農地保全、交換分合、農業集落環境管理施設整備を行う (4) 暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する オ 営農用水施設整備のみを行う（単独営農用水） カ 水管理施設整備のみを行う（単独水管理施設）	県	50	27.5	22.5	
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）1）の事業を中山間地域等で実施する	県	55	27.5	17.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）2）の事業を中山間地域等で実施する	県	50	27.5	22.5	
(3) 高収益作物転換型	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、客土、暗渠排水及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと農道整備、除礫、農用地造成及び農地保全並びに土壌改良及び耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備並びに農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する	県	50 (55)	29 (28.5)	21 (16.5)	()は中山間等 地域

国 事 業 名	県 事 業 名	事 業 内 容	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備、農道整備等）、農村振興環境整備事業（農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備等）を実施する	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	()は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備を行う	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間等 地域
2) 一般整備型		築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事を行う	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間等 地域
3) 長寿命化型		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（施設長寿命化計画等）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事	県				
(2) ため池群整備工事		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間等 地域
3 用排水施設等整備事業							
(1) 湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)	湛水防除事業	ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) イ 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（排水管理施設整備工事） ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（湛水防除施設改修工事）	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	小規模 ()は中山間等 地域
(2) 用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備を行う イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備（土砂崩壊防止工事）又は水田法面の保護を目的とする水抜き工の設置（水抜き工）及びこれに関連する整備	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間等 地域
4 農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5 地域防災機能増進事業							
(1) 土地改良施設豪雨対策事業		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修を行う	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	()は中山間等 地域
(2) 土地改良施設耐震対策事業		土地改良施設の耐震改修を行う	県	55	37	8	大規模
(3) 農道防災対策工事		農道橋等の耐震化対策や災害発生防止が必要な危険箇所の整備を行う		50 (55)	32 (32)	18 (13)	小規模 ()は中山間等 地域
6 農業用河川工物等応急対策事業	農業用河川工物等応急対策事業	農業用河川工物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備を行う	県	55 ①50 (55) ②50 (55)	37 ①42 (42) ②32 (32)	8 ①8 (3) ②18 (13)	大規模 小規模① 小規模② ()は中山間等 地域
7 特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間等 地域

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
8 水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質保全を目的とした農業用排水施設等の整備等を行う	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	()は中山間等 地域
9 地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等	県	50	50	—	
10 防災重点農業用ため池緊急 整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、2(1) 1)の事業を実施する		55	34	11	大規模
2) 一般整備型		防災重点農業用ため池を対象に、2(1) 2) の事業を実施する					
(2) ため池群整備工事		複数の防災重点農業用ため池を対象に、2(2)の事業を実施する					
11 ため池洪水調節機能強化 事業		ため池の洪水調節機能を強化するために、洪水調節機能の付与・増進、 低水位管理に必要な整備及び洪水調節容量の活用に必要な整備を実施する		50 (55)	34 (34)	16 (11)	小規模 ()は中山間等 地域
農地耕作条件改善事業							
1 地域内農地集積型	農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を支援 する	県 改良区等	50 (55) 定額	27.5 (27.5) —	22.5 (17.5) —	()は中山間等 地域
2 高収益作物転換型		基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示場の運営、高収益 作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定 着に必要な取り組みを支援する					
3 スマート農業導入推進型		基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入に ついて支援する					
農業水路等長寿命化・防災減災事業							
1 長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防 災減災事業	既存の農業用排水施設又は附帯施設の変更、更新に伴う廃止及び新設 (パイプライン化やゲートの自動化、水管理施設の更新等を含む。)を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等 地域
			市町村	※50 (※55)	※31 (※30)	※19 (※15)	※は更新事業に 適用
2 防災減災対策	ため池等整備事業	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設の整備 (自然対策等整備)、防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (危機管理対策)、ため池の防災安全度の向上を図るための管理施設等の整 備(ため池防災環境整備)及び流域治水対策のために行う農業用排水施設 等の整備 (流域治水対策) を実施する	県	50 (55)	29～35 (29～35)	15～21 (10～16)	()は中山間等 地域 ※は更新事業に 適用
			*市町村	*定額	*—	*—	*はため池廃止 ()は中山間等 地域
畑作等促進整備事業	畑作等促進整備事業	麦・大豆等の生産拡大を推進するために、畑作物・園芸作物が生産され る地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する	県	50 (55)	*27.5 (27.5)	*22.5 (17.5)	*本事業は未実 施のため、ガイ ドラインの負担 区分
農村整備事業							
1 農業集落排水施設整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環 境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集 落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処 理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を実施する	市町村	50	—	50	
2 農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を 補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供 する集落道の整備等を実施する	県	50 50	37 25	13 25	基幹農道 一般農道
農山漁村地域整備交付金							
1 農業農村整備基盤整備事業							
(1) 農地整備							
1) 通作条件整備							
① 基幹農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村 環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの 更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策 のほか、緊急対策を行う	県	50	37	13	
② 一般農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの 更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策 のほか、緊急対策を行う	県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	[]は山村、過 疎、半島(一般型 のみ)
(2) 水利施設整備							
1) 広域農業用水適正 管理対策事業	広域農業用水適正管理対 策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当 該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっ ている施設の撤去を行う	従前の国営土地改良事業と同率				

国 事 業 名			県 事 業 名	事 業 内 容	事業主体	負 担 区 分			摘 要
						国	県	地元	
	2) 地域用水環境整備事業	農業水利施設魚道整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行う	県	50	50	－		
		小水力活用農村活性化発電施設整備事業	農業水利施設の落差を利用した小水力発電施設を整備し、売電収入による改良区の体質強化につなげ、安定して持続可能な管理体制を構築することで、農業水利施設長寿命化や安定性の向上を図る	県	50	50	－		
				市町村改良区等	50	－	50		
	(3) 農村整備								
	1) 農村集落基盤再編・整備事業								
		① 集落基盤再編型	集落基盤整備事業	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する	県	50	25	25	
			② 中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業	農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する	県	55	30	15
						55	27.5	17.5	上物
	2) 農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業	ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築 イ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定 ウ 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定	市町村	50	－	50	農業集落排水促進事業（県単）※1による補助あり	
		低コスト型農業集落排水施設更新支援事業			定額	－	－	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。	
	2 海岸保全施設整備事業								
	1) 海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るため、高潮、侵食、津波その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う	県	50	50	－		
		3 効果促進事業			県市町村等	基幹事業の負担割合に準じる（ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する）			事業費の限度額は、全体事業費の20/100
	基幹水利施設管理事業			基幹水利施設管理事業	県が土地改良区と連携を図り、大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行い、効用を適正に発揮させる	県	30 ※1/3	40 38.095	30 28.572
水利施設管理強化事業			基幹施設管理体制整備事業	ア 一般型 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合に対する支援を行う イ 特別型 流域治水対策を行う農業水利施設（一般型の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う ウ 連携管理保全型 連携管理保全計画（水土里ビジョン）及び管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する支援を行う	県	50 （多:18.75 治:21.43 整:50.00）	25 （多:9.38 治:10.71 整:25.00）	25 （多:71.87 治:67.56 整:25.00）	（）は実質負担率 多:多面費用 治:治水協定ダム管理費 整:整備補修費
						50 （管:25.00 整:50.00）	25 （管:12.50 整:25.00）	25 （管:62.50 整:25.00）	※ （）は実質負担率 管:管理費 整:整備補修費
土地改良施設維持管理適正化事業			維持管理適正化事業	土地改良区等による施設の補修・整備のための資金を造成し、土地改良施設の定期的整備補修や農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を実施し、土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資する	市町村改良区等	30 （50）	30 （20）	40 （30）	（ ）は防災減災機能等強化事業の場合
災害復旧事業※2									
1 県営災害復旧事業									
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業			24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術が必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定		
(2) 海岸保全施設等災害復旧事業			暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－		
(3) 地すべり防止施設災害復旧事業			地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－		
2 団体営災害復旧事業									
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業			24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村改良区等	農地 50 施設 65	－	50 35		

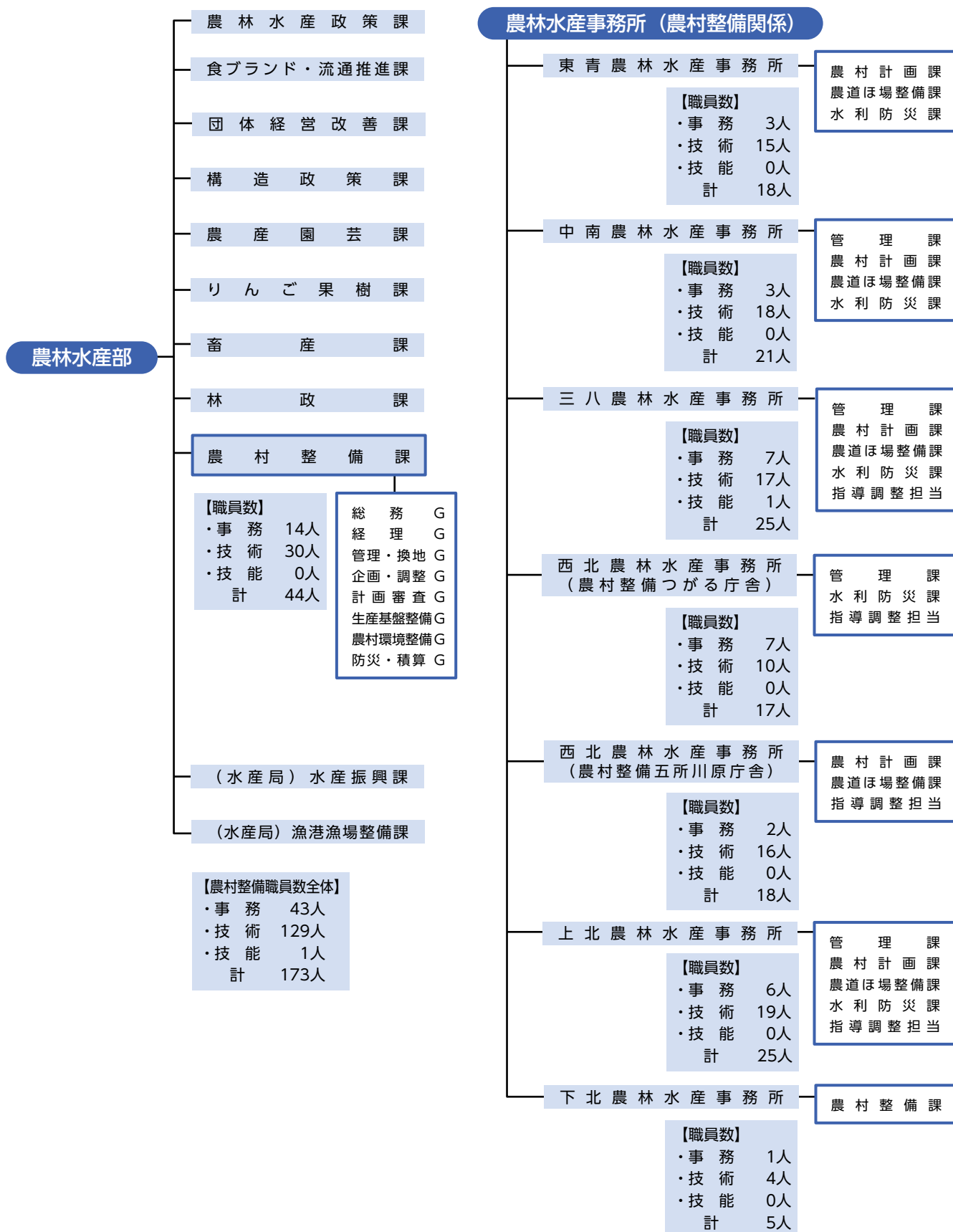
国 事 業 名	県 事 業 名	事 業 内 容	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
災害関連事業		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う（原則として本災害を超えないもの）	県	施設 50	未定	未定	
			市町村 改良区等	施設 50	－	50	
土地改良施設突発事故復旧・防止事業		土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害をはじめとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする 1 土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う 2 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う	国	2/3 (70)	30 (30)	3.4 (0)	()は基幹施設型 100ha以上、2,000万円以上
			県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	()は中山間等 地域 20ha(中山間10ha)以上、200万円以上
			市町村 改良区等	50 (55)	21 (21)	29 (24)	()は中山間等 地域 200万円以上
国営かんがい排水事業		農業の生産性の向上及び農業構造の改善等に資することを目的として、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う	国	2/3	17.0	16.33	(一般型)

*1 年度事業費の2.5%（H26以降採択地区）を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

*2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

7

組織図



8

関係機関一覧



県出先機関

① 東青農林水産事務所(農村整備)

〒030-0861 青森市長島2-10-3
青森フコク生命ビル7階
TEL 017-734-9991 FAX 017-734-8312

② 中南農林水産事務所(農村整備)

〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234

③ 三八農林水産事務所(農村整備)

〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286

④ 西北農林水産事務所(農村整備つがる庁舎)

〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294

⑤ 西北農林水産事務所(農村整備五所川原庁舎)

〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7173

⑥ 上北農林水産事務所(農村整備)

〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929

⑦ 下北農林水産事務所(農村整備)

〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212

東北農政局

① 津軽土地改良建設事務所

〒036-0357 黒石市追子野木3-145-1
TEL 0172-40-4360 FAX 0172-40-4450

② 北奥羽土地改良調査管理事務所

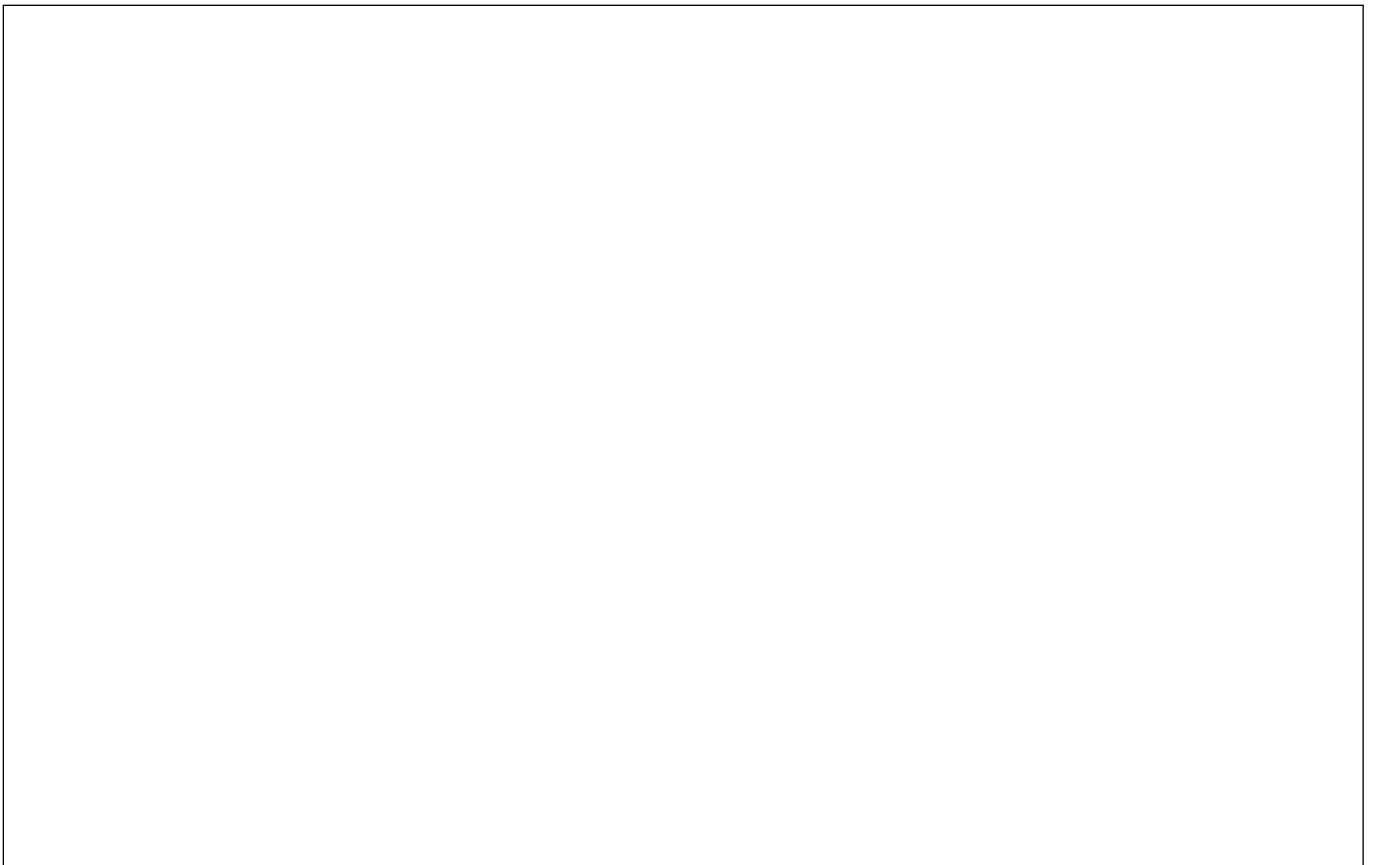
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490

③ 津軽北部二期農業水利事業建設所

〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1
TEL 0173-69-1010 FAX 0173-69-1030

④ 十三湖農地防災事業建設所

〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
TEL 0173-38-3431 FAX 0173-38-3443





青森県基本計画
「青森新時代」
への架け橋



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-722-1111(代表)(内線4894)
017-734-9545(直通)
FAX 017-734-8153
(問い合わせ先:企画・調整グループ)

【農村整備課ホームページ】



<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/nseibi.html>